

（仮称）行田市子ども・子育て支援事業計画 （素案）

**平成 26 年 10 月
埼玉県行田市**

（仮称）行田市子ども・子育て支援事業計画（素案）

目 次

第1章 策定の考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨（任意記載事項）
- 2 計画の位置づけ（任意記載事項）
- 3 計画の期間（任意記載事項）
- 4 計画の対象

第2章 本市の子ども・子育て家庭をとりまく状況

- 1 人口・世帯等の状況
- 2 子育て支援サービスの状況

第3章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念（任意記載事項）
- 2 基本的視点

第4章 事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定（必須記載事項）
- 2 教育・保育および地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策（必須事項）
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（必須記載事項）
- 4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項（任意記載事項）
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項（任意記載事項）
- 6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（任意記載事項）

第5章 施策・事業の展開

- 1 計画の体系
- 2 施策・事業の展開

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価（任意事項）
- 3 関係機関との連携

資 料

- 1 計画の策定体制
- 2 行田市子ども・子育て会議
 - （1）委員名簿
 - （2）開催状況
 - （3）行田市子ども・子育て会議条例

第 1 章 策定の考え方

1. 計画策定の趣旨

少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加などにより、待機児童が増加しています。

このような状況に対応し、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが重要です。質の高い教育・保育の安定的な提供や地域における子ども・子育て支援の充実を図ることにより、全ての子どもが健やかに成長することができる社会に寄与することが必要とされています。

そこで、国は、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」を始めとする、「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度をスタートすることと決定しました。そして、区市町村は、この新制度を円滑に実施するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが必要となりました。

本市では、これまでも「次世代育成支援対策推進法」に基づき「行田市次世代育成支援行動計画（平成 17 年度から平成 26 年度）」を策定し、分野横断的に子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進してきました。

そこで、新たな子ども・子育て支援制度を円滑に実施するとともに、これまでに本市が取り組んできた、子どもの視点を大切にした次世代育成支援を推進していくことを目的として、新たに「行田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成 26 年度に終了となる「行田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぎ、今後の子ども・子育て支援施策の方向性や目標を定めるとともに、「子ども・子育て支援法」（第 61 条）に基づき、市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に向けた事業計画を定めるものです。

本計画は、市のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進していくための指針となるものです。また、上位計画である「第 5 次行田市総合振興計画」やその他の各種関連計画との整合性を持ったものとしています。

3. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しができるものとします。

4. 計画の対象範囲

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。また、本計画では、「子ども」の年齢を 18 歳未満とします。

第2章 本市の子ども・子育て家庭をとりまく状況

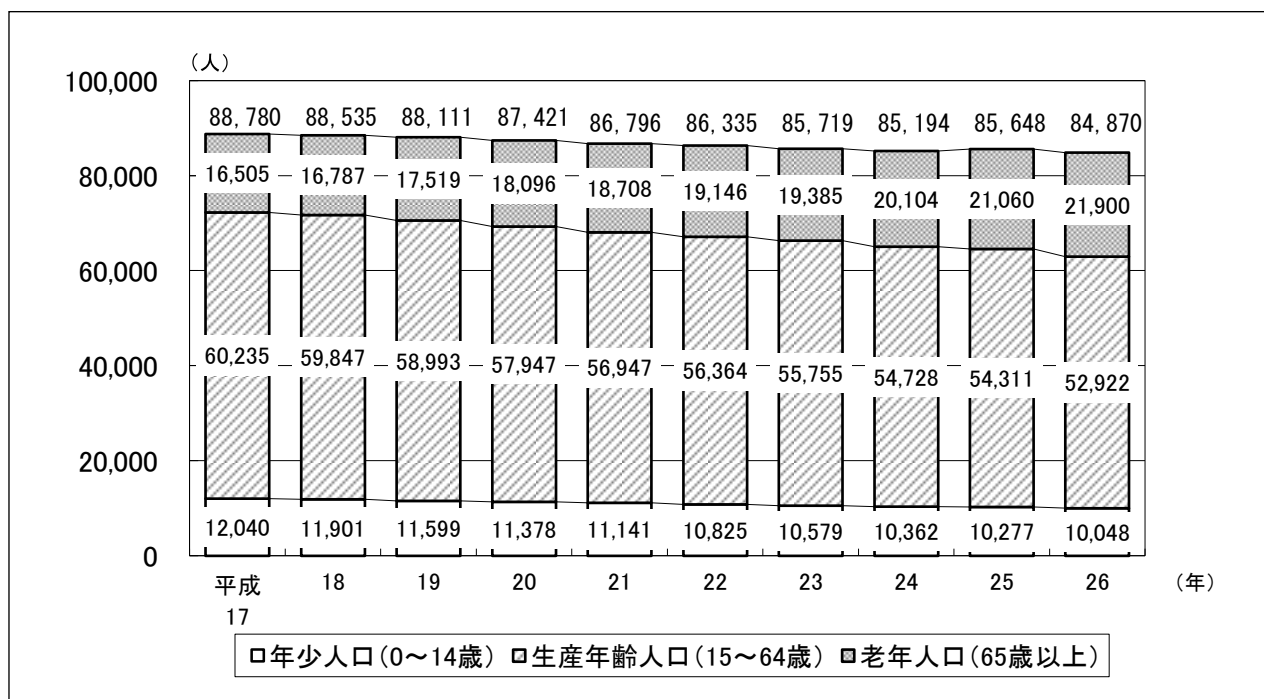
1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口・年齢階層別人口の推移

本市の人口は、「次世代育成支援行動計画（前期計画）」の初年度にあたる平成 17 年の 88,780 人から、平成 26 年にかけて減少傾向となっています。

年齢階層別に見ると、65 歳以上の高齢者人口が大幅に増加している一方で、15～64 歳の生産年齢人口及び 14 歳以下の年少人口は減少傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。

●総人口・年齢階層別人口の推移（行田市）

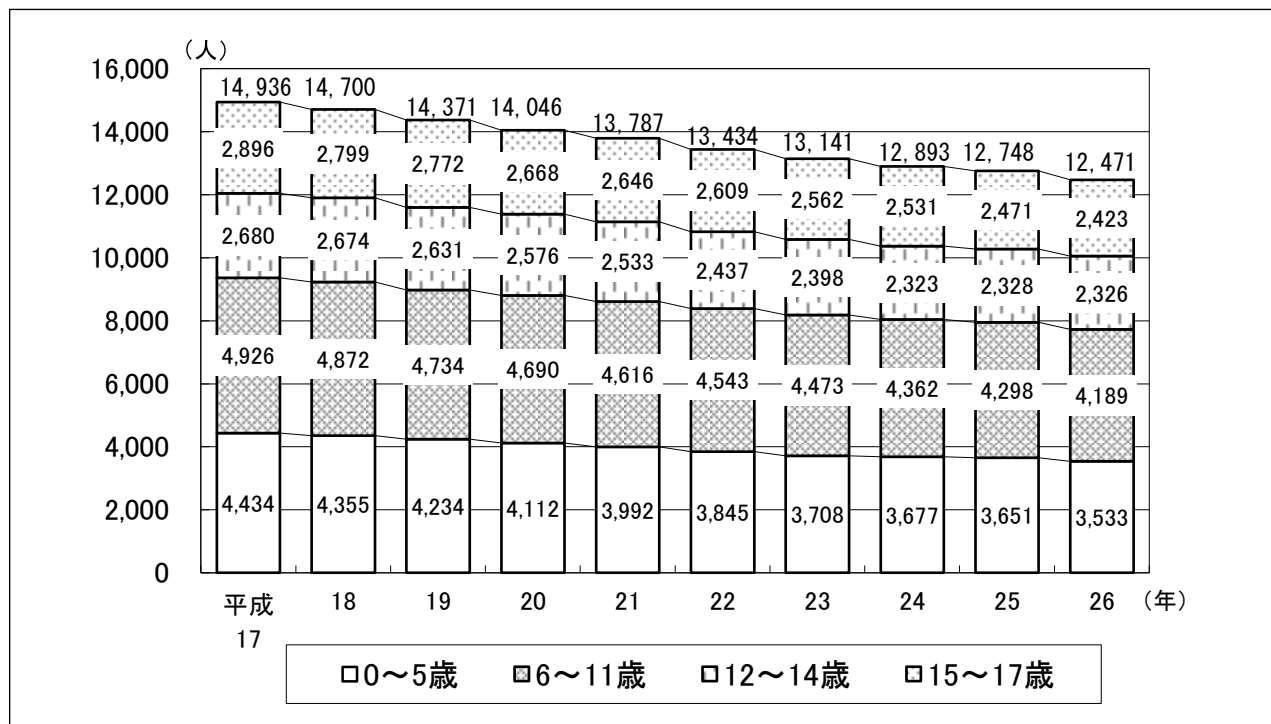


資料：平成 17 年：国勢調査（旧南河原村含む）/平成 18～26 年：「住民基本台帳」各年 4 月 1 日現在

(2) 子ども人口の推移と推計

本市の子ども（18歳未満）人口の推移は、平成17年の14,936人から、平成26年にかけて減少傾向となっています。

●子ども人口の推移（行田市）



資料：平成17年：国勢調査（旧南河原村含む）/平成18～26年：「住民基本台帳」各年4月1日現在

子ども人口の推計では、「子ども・子育て支援事業計画」の終了年次である平成31年に向けて、引き続き減少傾向となることが見込まれます。

●子ども人口の推計（行田市）

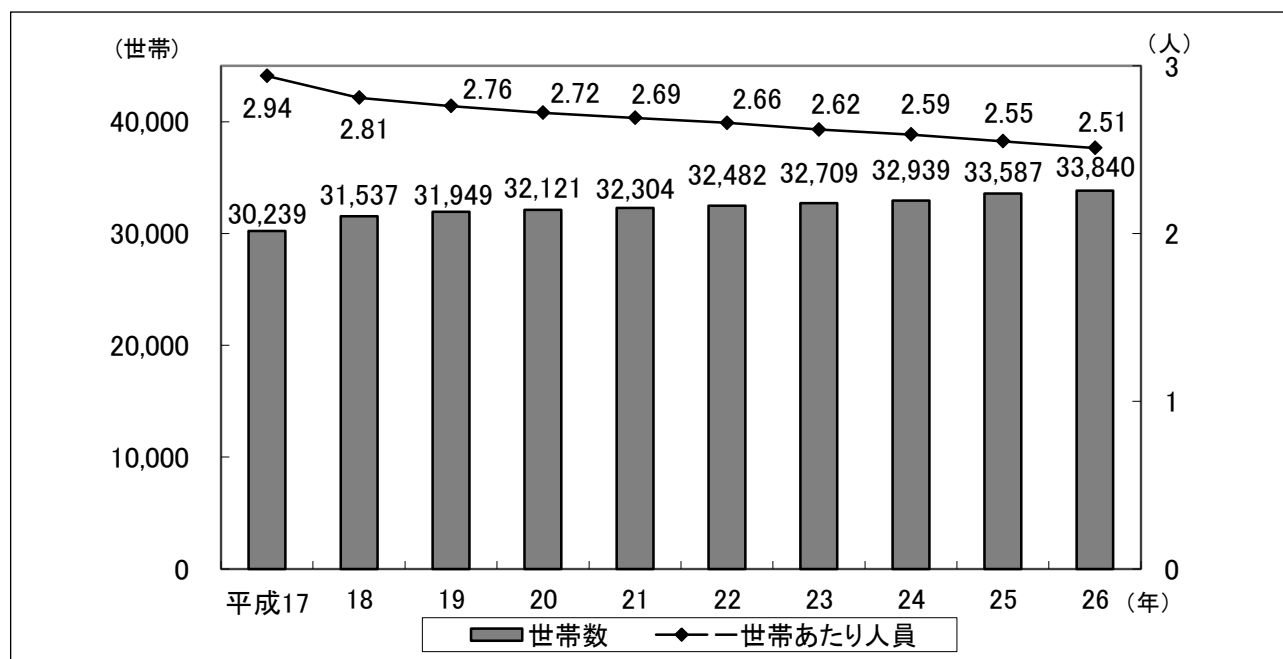
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	小計	合計
平成27年度	516	557	548	562	621	581	3,385	621	606	660	641	702	763	3,993	7,378
平成28年度	500	541	532	546	603	569	3,291	608	594	646	628	681	739	3,896	7,187
平成29年度	486	524	516	530	584	557	3,197	596	581	633	615	658	715	3,798	6,995
平成30年度	470	508	500	514	566	545	3,103	583	569	619	602	636	691	3,700	6,803
平成31年度	455	492	484	497	548	533	3,009	571	556	606	589	614	667	3,603	6,612

資料：国立社会保障・人口問題研究所

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は、平成 17 年の 30,239 世帯から平成 26 年には 33,840 世帯へと増加しています。一方、一世帯あたりの人員は平成 17 年の 2.94 人から、平成 26 年には 2.51 人へと減少しています。

●世帯数・一世帯あたり人員の推移（行田市）



資料：「住民基本台帳」各年4月1日現在

●世帯別人員の推移（行田市）

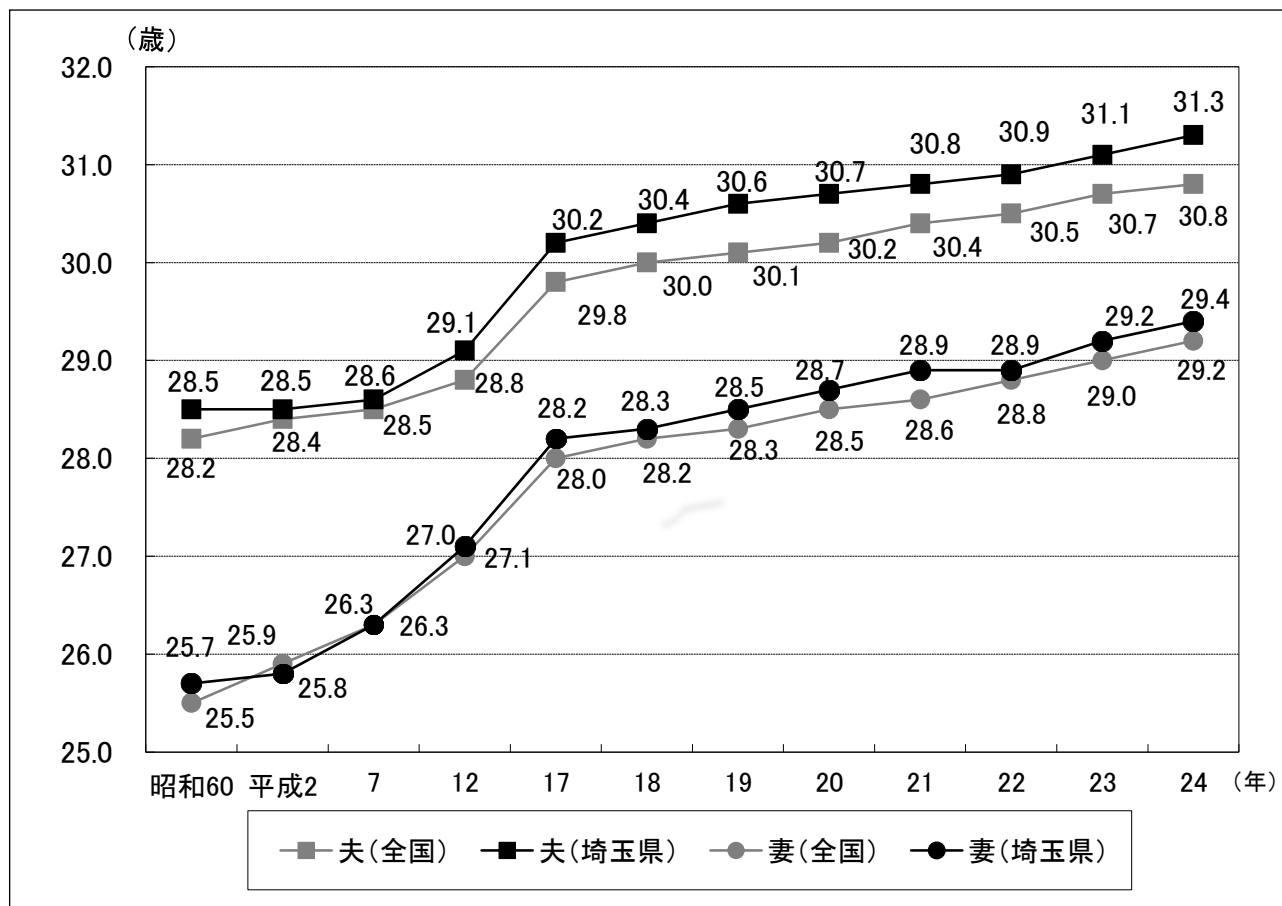
世帯別人員	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯数 (世帯)	構成割合 (%)	世帯数 (世帯)	構成割合 (%)	世帯数 (世帯)	構成割合 (%)	世帯数 (世帯)	構成割合 (%)	世帯数 (世帯)	構成割合 (%)
1人	3,337	14	3,625	14.1	4,559	16.4	5,604	19.3	6,407	20.9
2人	3,817	16	4,937	19.2	6,388	23	7,367	25.4	8,417	27.5
3人	4,521	18.9	5,382	20.9	6,090	22	6,518	22.5	6,756	22.1
4人	6,633	27.8	6,489	25.2	6,329	22.8	5,794	20	5,742	18.8
5人	3,041	12.7	2,843	11.1	2,490	9	2,242	7.7	2,030	6.6
6人	1,666	7	1,594	6.2	1,297	4.7	1,039	3.6	874	2.9
7人	687	2.9	689	2.7	494	1.8	349	1.2	281	0.9
8人	153	0.6	126	0.5	78	0.3	60	0.2	62	0.2
9人	28	0.1	26	0.1	15	0	17	0.1	17	0.1
10人以上	12	0	6	0	4	0	9	0	4	0.0
合計	23,895	100	25,717	100	27,744	100	28,999	100	30,590	100

資料：国勢調査（不明は除く）

(4) 平均初婚年齢の推移（国・埼玉県）

国と県の平均初婚年齢の推移を見ると、男女ともに上昇しています。平成 24 年では、埼玉県で夫 31.3 歳、妻 29.4 歳となっています。

●平均初婚年齢の推移（国・埼玉県）

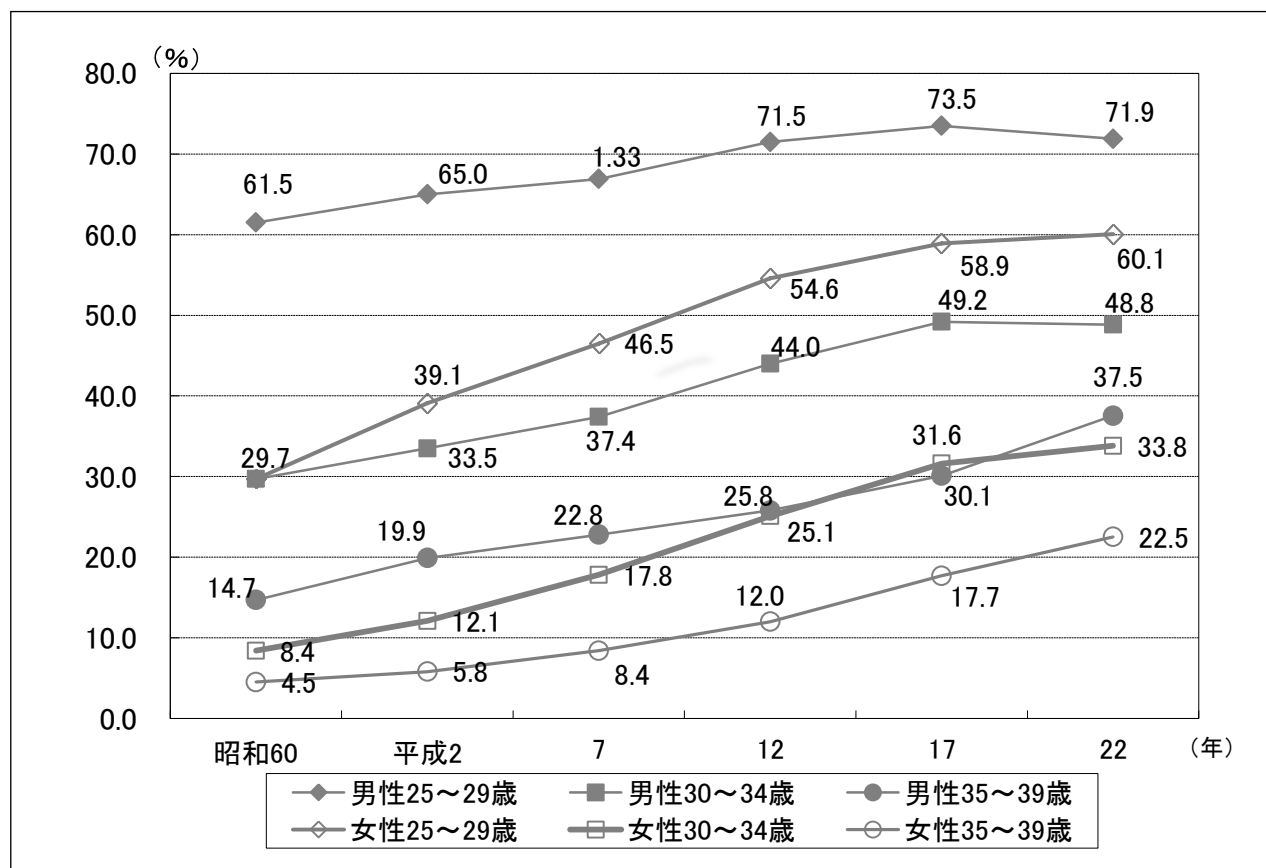


資料：人口動態統計

（５）未婚率の推移（埼玉県）

埼玉県の未婚率の推移を見ると、男女とも、すべての年齢層で上昇しています。

●未婚率の推移（埼玉県）

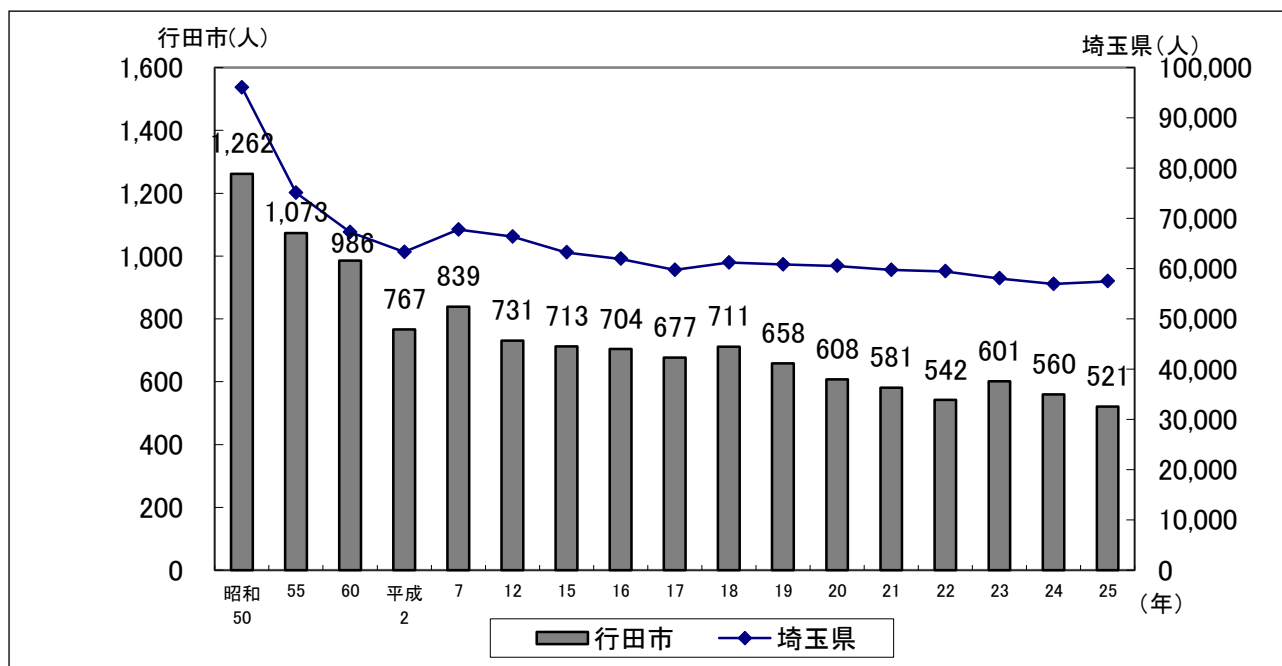


資料：国勢調査

(6) 出生数の推移

出生数は減少数にあり、本市の出生数は、近年は 500 人台で推移しています。

●出生数の推移（埼玉県・行田市）

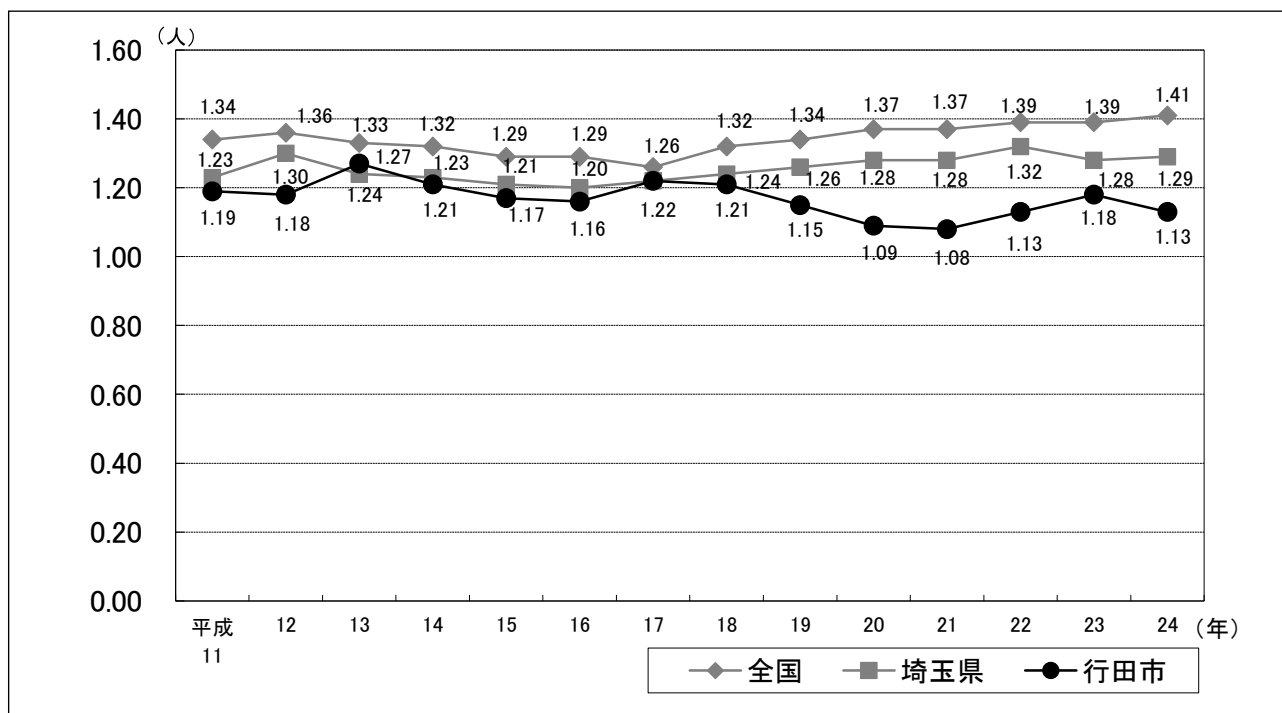


資料：加須保健所事業概要

(7) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、近年は 1.10 前後で推移していますが、全国、埼玉県平均を下回る傾向が続いています。

●合計特殊出生率の推移（全国・埼玉県・行田市）

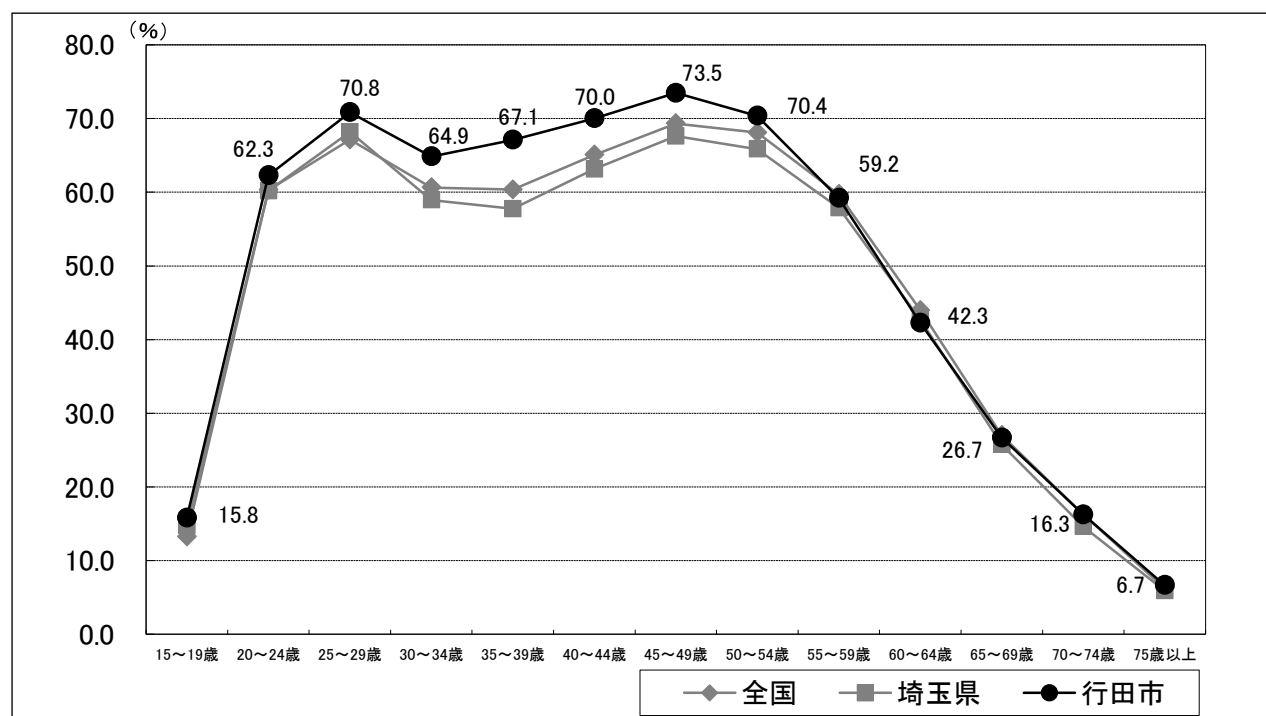


資料：埼玉県保健統計年報（人口動態）

(8) 就業率

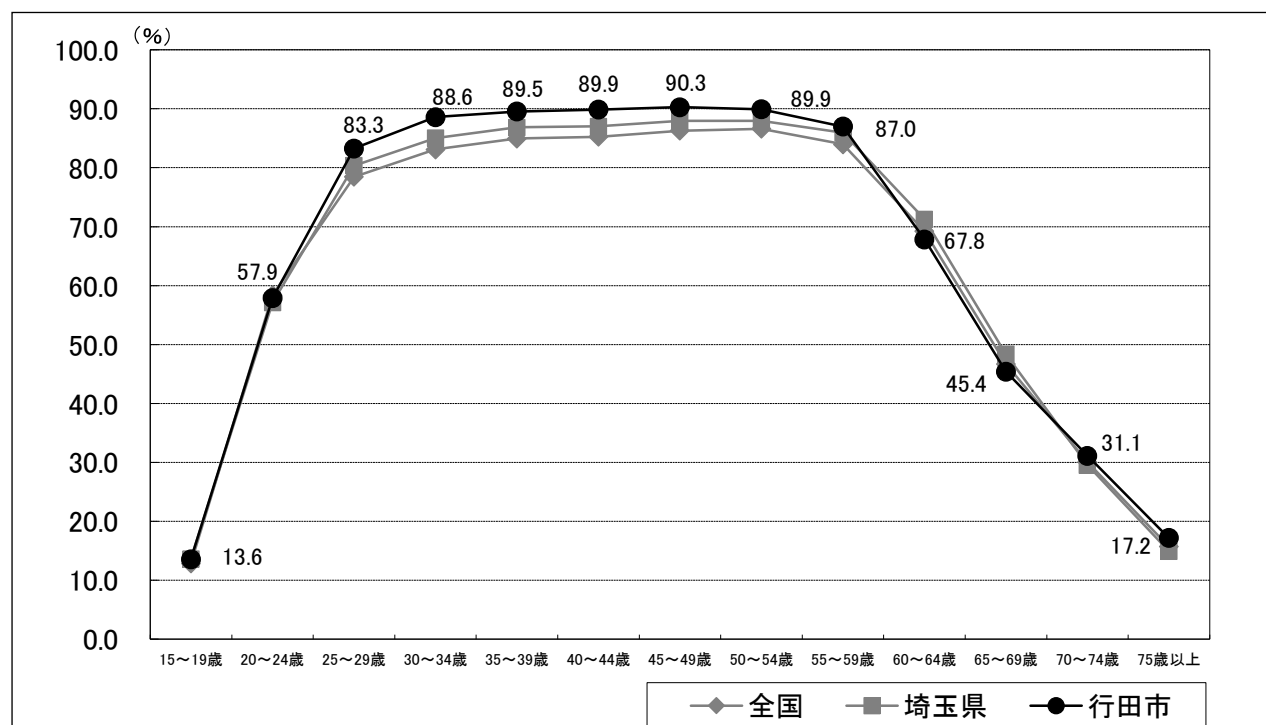
就業率を全国・埼玉県と比較すると、女性は緩やかな M 字型を示しており、20～54 歳で全国、埼玉県よりも高くなっています。男性は、全国、埼玉県とほぼ同じ傾向となっています。

●女性の就業率（全国・埼玉県・行田市）



資料：国勢調査（平成 22 年）

●男性の就業率（全国・埼玉県・行田市）

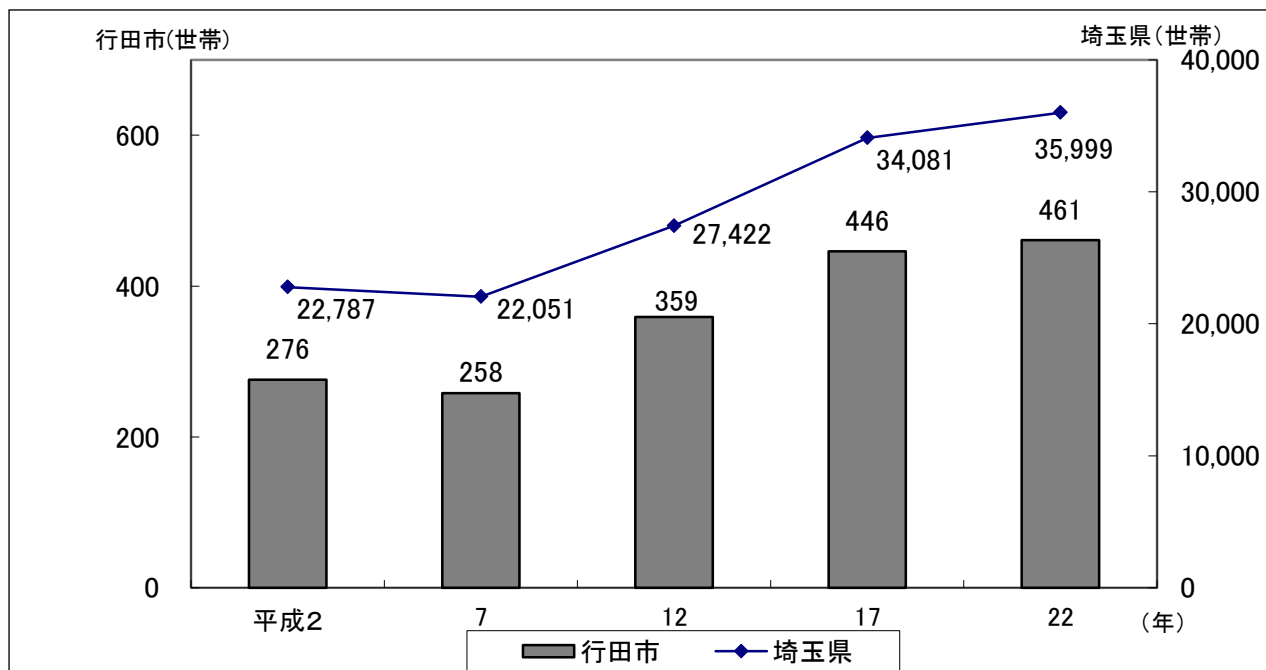


資料：国勢調査（平成 22 年）

（９）母子・父子家庭の世帯数の推移

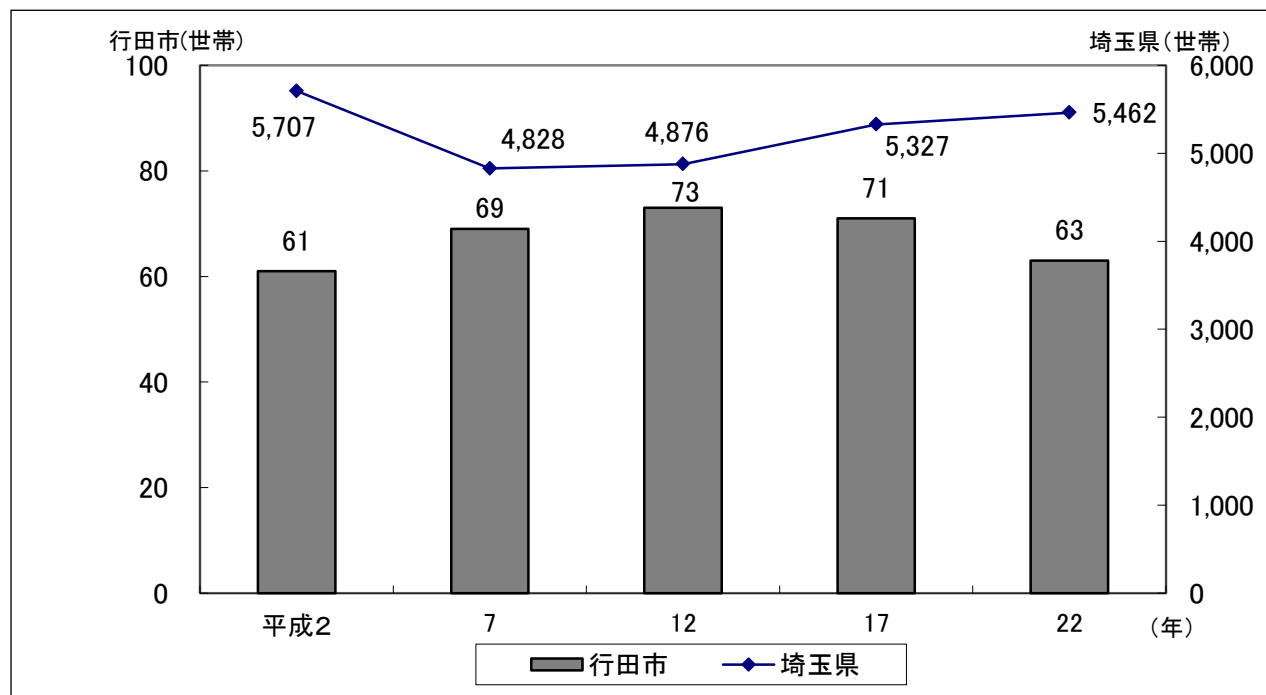
母子家庭の世帯数は、増加傾向にあります。父子家庭の世帯数は、ほぼ横ばい状態となっています。

●母子世帯数の推移（埼玉県・行田市）



資料：国勢調査

●父子世帯数の推移（埼玉県・行田市）



資料：国勢調査

2 子育て支援サービスの状況

(1) 認可保育園の状況

平成 26 年4月現在、市内には認可保育園が 12 カ所（公立3・私立9）あります。定員数 1,160 名に対して、園児数は 1,158 名（公立 213 名・私立 945 名）となっています。

●保育園（公立3・私立9）

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

保育園名	公・私	受入年齢	定員（名）	園児数（名）
持田保育園	公立	生後 6 ヶ月～	90	76
長野保育園	公立	生後 6 ヶ月～	90	90
南河原保育園	公立	生後 6 ヶ月～	60	47
若葉保育園	私立	生後 4 ヶ月～	150	146
和光保育園	私立	生後 6 ヶ月～	130	140
白鳩保育園	私立	生後 2 ヶ月～	60	67
ホザナ保育園	私立	生後 3 ヶ月～	110	119
太井保育園	私立	生後 2 ヶ月～	90	103
太田保育園	私立	生後 2 ヶ月～	70	108
小羊チャイルドセンター	私立	生後 2 ヶ月～	120	71
埼玉保育園	私立	生後 6 ヶ月～	90	98
行田保育園	私立	生後 6 ヶ月～	100	93
計			1,160	1,158

資料：子育て支援課

(2) 幼稚園の状況

平成 26 年5月現在、市内には幼稚園が8カ所（私立）あります。定員数 2,285 名に対して、園児数は 1,408 名となっています。

●幼稚園（全て私立）

（平成 26 年 5 月 1 日現在）

保育園名	公・私	受入年齢	定員（名）	園児数（名）
ホザナ幼稚園	私立	3～5 歳	175	61
老本幼稚園	私立	3～5 歳	520	202
富士見ヶ丘幼稚園	私立	3～5 歳	140	69
やなぎ幼稚園	私立	3～5 歳	280	337
やごう幼稚園	私立	3～5 歳	320	226
まつたけ幼稚園	私立	3～5 歳	320	375
行田幼稚園	私立	3～5 歳	210	80
南河原幼稚園	私立	3～5 歳	320	58
計			2,285	1,408

資料：子育て支援課

(3) 家庭保育室の状況

平成 26 年 4 月現在、市内には家庭保育室が 2 カ所（私立）あります。定員は合わせて 9 名で、4 月末現在の延べ利用児童数は合計 6 名となっています。

●家庭保育室（全て私立）

（平成 26 年 4 月）

保育室名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私立	生後 6 週間～ 2 歳未満の児童	4	2
あゆみ保育園	私立	生後 6 週間～ 2 歳未満の児童	5	4

資料：子育て支援課

(4) 病児・病後児保育所の状況

平成 26 年 4 月現在、市内には病児・病後児保育所が 1 カ所（私立）あります。定員は 8 名で、4 月末現在の延べ利用児童数は 43 名となっています。

●病児・病後児保育所（私立）

（平成 26 年 4 月）

保育室名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
げんきキッズ	私立	小学校 3 年生までの児童	8	延べ 43

（資料：子育て支援課）

(5) ショートステイ・トワイライトステイの状況

平成 26 年 4 月現在、市内にはショートステイ及びトワイライトステイの実施施設が各 2 カ所あります。定員はショートステイが合わせて 7 名、トワイライトステイが合わせて 7 名です。4 月末現在の延べ利用児童数はショートステイが合計 7 名、トワイライトステイが合計 21 名となっています。

●ショートステイ（原則 7 日以内）（全て私立）

（平成 26 年 4 月）

施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私立	生後 6 週間～ 2 歳未満の児童	4	延べ 3
児童養護施設「ケヤキホーム」	私立	2 歳～18 歳未満の児童	3	延べ 4

（資料：子育て支援課）

●トワイライトステイ（原則 6 ヶ月以内・午後 10 時まで）（全て私立）

（平成 26 年 4 月）

施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私立	生後 6 週間～ 2 歳未満の児童	4	0
児童養護施設「ケヤキホーム」	私立	2 歳～18 歳未満の児童	3	延べ 21

（資料：子育て支援課）

（６）地域子育て支援拠点施設の状況

平成 26 年 4 月現在、市内には地域子育て支援センターが 2 カ所、つどいの広場が 5 カ所あります。子育て親子が自由に遊び、交流できる場を提供するほか、子育てに関する相談や市が実施する子育て支援サービスの情報提供を行っています。

●地域子育て支援センター

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

施設名	対象	開設日	開設時間
きっずプラザ あおい	0 歳～就学前の 児童の親子	月・水・金・土・日曜日	午前 9 時～午後 5 時
なごみ (和光保育園併設)	0 歳～就学前の 児童の親子	月・火・水・木・金曜日	午前 9 時～正午 午後 1 時～午後 3 時

●つどいの広場

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

施設名	対象	開設日	開設時間
はすのこ (児童センター併設)	おおむね 3 歳未満の 児童の親子	火・木・土曜日 (国民の祝日を除く)	午前 10 時から午後 3 時
ひがし (東学童保育室)		月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	午前 9 時から午後 2 時
みなみかわら (旧南河原学童保育室)		月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	
さくら (さくら学童保育室)		月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	
さきたま (埼玉学童保育室)		火・水・木曜日 (国民の祝日を除く)	

（資料：子育て支援課）

（７）その他子育て相談事業の状況

平成 26 年 4 月現在、市内におけるその他の子育て相談事業として 2 事業を行っています。子どもに関する悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行などについて、家庭児童相談員が相談をお受けする家庭児童相談室や子育ての悩みや不安を仲間同士で話し合う子育て談話室（たんぼぼ）など、子育て親子が交流できる場や身近に相談できる場を提供しています。

●子育て相談事業

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

事業名	対象	開設日	場所	開設時間
家庭児童相談室	18 歳未満の児童の 保護者等	月～金曜日	子育て支援課内	午前 8 時 30 分～午後 4 時 (正午～午後 1 時を除く)
子育て談話室 「たんぼぼ」	子育て中の親子	開催日は年度ごとに 決定。(隔月 1 回)	総合福祉会館	午前 10 時～午前 11 時 45 分

（資料：子育て支援課）

（８）学童保育の状況

平成 26 年 4 月現在、市内には学童保育室が 13 カ所（公立 12・民間 1）あります。定員数 637 名に対して、在籍児童数は 581 名（公立 565 名・民間 16 名）となっています。

●学童保育

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

施設名	場所	公・民	定員（名）	児童数（名）
中央学童保育室	中央小学校敷地内	公設	60	53
西学童保育室	西小学校内	公設	70	68
東学童保育室	東小学校敷地内	公設	60	59
北学童保育室	谷郷 2486-3	公設	46	46
さくら学童保育室	桜ヶ丘小学校敷地内	公設	45	39
南学童保育室	南小学校敷地内	公設	44	44
太田西学童保育室	太田西小学校内	公設	49	49
泉太井学童保育室	泉小学校敷地内	公設	55	55
埼玉学童保育室	埼玉小学校敷地内	公設	48	48
南河原学童保育室	南河原支所内	公設	60	43
下忍学童保育室	下忍小学校敷地内	公設	36	27
荒木学童保育室	荒木小学校敷地内	公設	34	34
太井学童保育室	棚田町 1-58-10	民設	30	16
計			637	581

（資料：子育て支援課）

（９）ファミリー・サポート・センターの状況

平成 26 年 4 月現在、市内にはファミリー・サポート・センターが 1 カ所あります。育児の援助を受けたい方や育児の援助を行いたい方を会員として、会員間による育児の相互援助活動を支援しています。4 月末現在の会員数は 382 名で、延べ利用者数は 44 名となっています。

●ファミリー・サポート・センター

（平成 26 年 4 月）

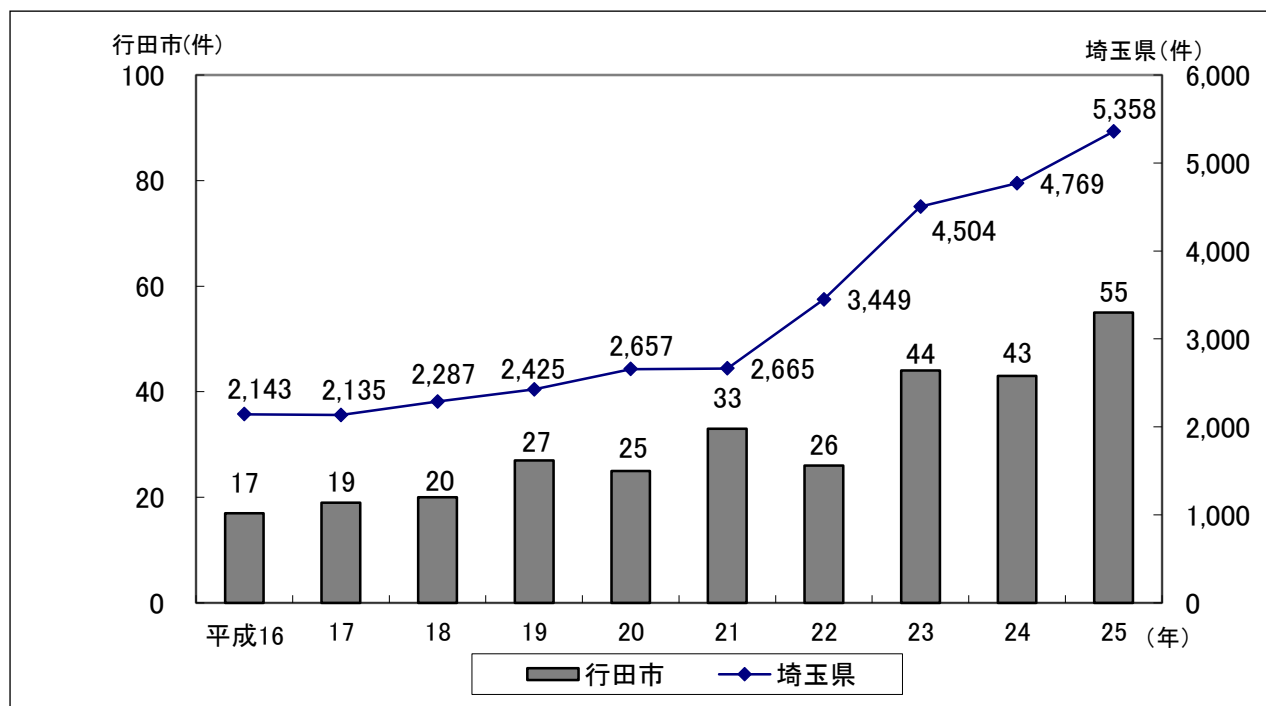
施設名	対象	援助時間等	利用者数（名）
ファミリー・サポート・センター	生後 6 ヶ月以上 12 歳までの 児童の保護者	午前 7 時～午後 7 時	延べ 44

（資料：子育て支援課）

(10) 児童虐待相談受付件数の推移

熊谷児童相談所で受け付けた本市内の児童虐待相談件数は、年々増加傾向にあります。

●児童相談所における児童虐待相談受付件数の推移（行田市）



資料：熊谷児童相談所（行田市） 埼玉県福祉部こども安全課統計資料（埼玉県）

第 3 章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

男女ともに働き方も含めたライフスタイルやライフサイクルの多様化が進むにつれ、晩婚化や未婚率も上昇しています。少子化の理由としては、こうした生き方の変化に加え、もう一つ大きな要因として、子育てに対する負担や不安、孤立感の増大が挙げられます。

このような中、子どもを安心して生み育てられ、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築に向け、家庭・学校・地域・企業・行政など本市のすべての人が、温かい交流・連帯によるコミュニティ意識のもと、子どもの視点を大切にしながら子どもの社会性の向上や自立を支援し、かつ子育てにともなうよろこびを共有できるよう、基本理念を次の通り定め、計画を推進します。

子どもと親が笑顔で安心してらせるまち ぎょうだ

2. 基本的視点

本計画は、次の3つを基本的視点とします。

① 子どもの視点を大切にし、社会性の向上や自立を支援します。

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は変化していますが、子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であるとともに、次代の社会を支える重要な役割を担っています。

子育てに関わる施策により、大きく影響を受けるのは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

子どもの視点を大切にし、すべての子どもが豊かな心とたくましく生きる力、自己肯定感を育みながら成長し、自立できるよう支援します。

② 子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを実感できるよう支援します。

子どもの健やかな成長にとって、親やその他の保護者の果たす役割は重要なものです。しかし、親やその他の保護者が子育てに対する負担や不安を感じたり、自覚や責任に欠けたり、母親に負担が大きくかかるなどの状況があります。

親やその他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを前提としつつ、協力して助け合いながら、親としての成長も支援し、子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを実感できるよう支援します。

③ 地域で、子育て家庭を支えあえるよう支援します。

子どもがのびのびと育つ地域社会とするためには、子どもが安全・安心に過ごすことができ、子育て家庭が子育てしやすい環境の整備が必要です。

これからの世代を担う子どもたちの成長を、本市のすべての人々の温かい交流・連帯によるコミュニティ意識のもとに、地域全体で支えあうことができるよう支援します。

第 4 章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定（必須記載事項）

「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

本市における教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

幼稚園については学区域設定がなく、保護者が教育方針などで選択している例も多いことから、区域分けをすると現在の利用実態と異なってくる可能性があります、また保育所も、自宅からの近さだけでなく、保護者の通勤経路等によっても選択が異なることから、自宅の所在地と利用施設の区域が一致しないケースも想定されます。

このような現状へ配慮し、本市の教育・保育提供区域は市全域を一区域として設定します。

2. 教育・保育および地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 概 要

子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育事業、及び地域の子育て支援について、ニーズ調査の結果をもとに算出した、平成 27～31 年度(5年間)における「量の見込み(ニーズ量)」と「確保の方策」「実施時期」を記載することになっています。

なお、教育・保育の量の見込みに対する提供体制確保は、「待機児童解消加速化プラン」が目標年次としている平成 29 年度末までに達成することを目指すよう、国から示されています。

(2) 「子ども・子育て支援事業計画」の対象となる施設・事業一覧

事業区分			市町村の実施事業例
教育・保育	①	教育・保育施設	・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所
	②	地域型保育事業	・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業
地域子ども・子育て支援事業	①	時間外保育事業	・延長保育
	②	放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブ
	③	子育て短期支援事業	・ショート・ステイ ・トワイライト・ステイ
	④	地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業
	⑤	一時預かり事業	・幼稚園における定期・一時預かり ・一時保育
	⑥	病児保育事業	・病児保育事業
	⑦	子育て援助活動支援事業	・ファミリー・サポート・センター
	⑧	妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦健康診査事業
	⑨	乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業
	⑩	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	・養育支援訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会 等
	⑪	利用者支援に関する事業	・地域子育て支援拠点における利用者支援 ・保育コンシェルジュ (※具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員が情報提供や関係機関との連絡調整などの支援を行うもの)
	⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	・市町村が条例に定めた利用者負担額に、教育・保育施設が教材費、行事参加費などの上乗せ徴収を行う際に、低所得者の負担軽減のため、公費により行う実費負担の補助
	⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	・民間事業者の参入の促進に関する調査研究 ・多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

（３）量の見込みに対する「確保方策」の設定について

●確保方策の設定

平成 25 年度に実施したニーズ調査(子ども・子育て支援事業計画作成のために実施する利用傾向の把握)結果にもとづき算出した量の見込みに対し、平成 27 年度から5年間の確保方策と実施時期を定めるものです。

ただし、教育・保育の量の見込みに対する提供体制確保は、「待機児童解消加速化プラン」が目標年次としている平成 29 年度末までに達成することを目指すよう、国から示されています。

●教育・保育の確保方策

＜保育の必要性の認定区分＞

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等に応じた保育の必要性により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、利用する教育・保育施設・事業が決まっていきます。

年 齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満 3 歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所
		2号認定（保育短時間）	
満 3 歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所 ・地域型保育事業
		3号認定（保育短時間）	

※ただし、「保育の必要性あり」の事由があっても、保護者の希望で1号認定を受けて幼稚園等を利用することは可能。

＜教育・保育の確保方策＞

※表下段・「過不足数」が、0 以上になっていれば充足されたことを示します。

本市においては、27 年度に需要がピークに達することから、27 年度時点における量の見込みを見据えた確保策を設定します。

27年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	718	1,058		75	367
		323	735		
市内施設確保数		2,293	834	67	325
市外から受け入れ		0	39	3	21
市外施設利用		0	53	4	31
確保数		2,293	848	68	335
過不足数		1,252	113	-7	-32

28年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	699	1,030		77	357
		314	716		
市内施設確保数		2,293	834	67	325
市外から受け入れ		0	39	3	21
市外施設利用		0	53	4	31
確保数		2,293	848	68	335
過不足数		1,280	132	-9	-22

29年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	680	1,003		75	346
		306	697		
市内施設確保数		2,293	834	82	380
市外から受け入れ		0	39	3	21
市外施設利用		0	53	4	31
確保数		2,293	848	83	390
過不足数		1,307	151	8	44

30年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	662	974		72	335
		297	677		
市内施設確保数		2,293	834	82	380
市外から受け入れ		0	39	3	21
市外施設利用		0	53	4	31
確保数		2,293	848	83	390
過不足数		1,334	171	11	55

31年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	642	947		70	325
		289	658		
市内施設確保数		2,293	834	82	380
市外から受け入れ		0	39	3	21
市外施設利用		0	53	4	31
確保数		2,293	848	83	390
過不足数		1,362	190	13	65

①教育ニーズ<1 号>

- ・ 認定こども園への移行を希望する幼稚園については、情報提供及び支援を行う。
- ・ 平成 29 年度までに 3 園の移行を想定し、「移行についての意向調査」の結果を踏まえながら幼稚園への働きかけを行う。

②保育ニーズ <2 号、3 号>

- ・ 2 号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園及び認定こども園の短時間保育で確保するものとする。
- ・ 認可外施設の認可化又は地域型保育事業化を促進する。

●地域子ども・子育て支援事業の確保方策

※表下段・「過不足数」が、0 以上になっていれば充足されたことを示します。

(1) 時間外保育事業(延長保育)

事業内容

保育所において、通常保育時間を超えて子どもを保育する。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	136	132	128	124	121
確保数	180	180	180	180	180
過不足数	44	48	52	56	59

確保策の方針と対応策

- ・充足されている状況を維持できるように保育所による運営を支援していく。

(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育室)

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもを対象に、放課後（土曜日、学校休業日は一日）に安全な生活の場を提供することにより、保護者の就労を支える事業。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	435	426	416	408	399
	高学年	245	239	231	225	218
確保数		637	667	697	697	697
過不足数		-43	2	50	64	80

確保策の方針と対応策

- ・低学年については、現行のとおり、需要に応じた利用を継続する。
- ・高学年については、現行のとおり、需要に応じた受け入れを基本とするが、児童センターなど、その他の居場所づくり事業との連携を図っていく。
- ・平成 28 年度以降、総数ではニーズを満たしているが、地域的にはニーズの偏りがあり、定員 70 名で運営している学童保育室や、定員超過のため校区外の学童保育室へ通っている児童が存在する。このことを踏まえ、特に不足地域で必要な増設を図る（28 年度 1 箇所 30 名、29 年度 1 箇所 30 名）。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容

保護者が一時的に子どもの養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、宿泊を伴う保護を行う事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	38	37	36	35	34
確保数	49	49	49	49	49

確保策の方針と対応策

- ・他市の利用状況も考慮したニーズを把握した上で、事業体制について検討していく。

（４）地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	13,352	12,957	12,570	12,174	11,787
確保数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所

確保策の方針と対応策

- ・現在の体制（地域子育て支援センター２箇所、つどいの広場５箇所）を維持するとともに、更に利用しやすさのため利用時間帯及び曜日について検討をする。また、拠点を訪れることが困難な親子に対し地域子育て支援センター１箇所でホームスタート事業を実施する。
- ・ベビーマッサージ等の子育てに係る講座の開催・充実と周知を図る。

（５）一時預かり事業等

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

事業内容

幼稚園や認定こども園（短時間保育）で、通常の教育時間終了後に子どもを預かる事業（主として昼間。３～５歳児対象）。

27年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		23,271	22,645	22,042	21,438	20,812
内 訳	一時	16,187	15,752	15,332	14,912	14,477
	定期	7,084	6,893	6,710	6,526	6,335
確保数		61,600	61,600	61,600	61,600	61,600
過不足数		38,329	38,955	39,558	40,162	40,788

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外

事業内容

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業（すべての家庭の0～5歳児対象）。

	27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		996	970	942	913	885
確保数		571	562	553	546	537
過不足数		-425	-408	-389	-367	-348

確保策の方針と対応策

- ・現在実施している一時預かりの各事業は、現行体制を維持する。
- ・現在、在園児以外を対象とした一時預かりの実施施設を拡充していく。
- ・再任用職員を活用した公立保育園での一時預かり事業を検討する。

（６）病児保育事業

事業内容

子どもが病気で集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	855	853	850	846	842
確保数	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
過不足数	1,225	1,227	1,230	1,234	1,238

確保策の方針と対応策

- ・病児・病後児保育については、現行の1施設定員8名の体制を維持する。

（７）子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)【就学後】

事業内容

育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、育児の支援を図る事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	5,019	4,897	4,774	4,650	4,529
確保数	5,214	5,214	5,214	5,214	5,214
過不足数	195	317	440	564	685

確保策の方針と対応策

- ・依頼内容に偏りがみられることから、ファミリー・サポート・センターの事業内容構成と配分

を検討し、依頼内容に応じられる提供会員の層の充実のため提供会員の増加を図っていく。

（８）妊婦に対する健康診査

事業内容：

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	507	492	476	462	446
確保数	507	492	476	462	446
確保内容	実施体制：13人(常勤保健師 7 人、非常勤保健師助産師 6 名)				

確保策の方針と対応策

- ・ 現行の体制を継続する。

（９）乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

保健師及び訪問指導員（助産師）が、生後 4 か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	516	500	486	470	455
確保数	516	500	486	470	455
確保内容	実施体制：13人(常勤保健師 7 人、非常勤保健師助産師 6 名)				

確保策の方針と対応策

- ・ 現行の体制を継続する。

（10）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、支援員による養育に関する指導・助言、ヘルパーによる援助等を、居宅を訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

27年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		4	4	4	4	4
確保内容	実施体制	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
確保内容 詳細	実施体制	常勤の地区担当保健師の継続的な支援体制を確保する。また、養育支援の必要なケースを早期に把握し、周産期からの支援を開始できるよう医療機関との連携を進める。				

確保策の方針及び対応策

- ・ 現行体制を維持する。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を月 2 回開催し、関係機関との連携に努め、要保護児童等が健やかに暮らせるように支援していく。

(11) 利用者支援事業

事業内容

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保内容	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

確保策の方針と対応策

- ・ 職員が子育てガイドとなり、窓口での利用者の支援を行うとともに、地域子育て支援拠点施設と連携し、必要に応じた情報提供と相談・助言等を行う。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【調整中】

事業内容

市が定めた利用者負担額に、施設が教材費、行事参加費などの上乗せ徴収を行う際に、低所得者の負担軽減のため、公費により実費負担の補助を行う。

確保策の方針と対応策

- ・ 各施設が特色を持った事業を提供するために必要な上乗せ徴収について、低所得者に対して、負担軽減のための補助を行う。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容

多様な事業者の能力やノウハウなどを活用しながら、教育・保育施設等の設置を促進していくために必要な調査研究、支援や相談・助言などを行う。

確保策の方針と対応策

- ・ 担当職員を置いて、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を行う。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（必須記載事項）

子どもたちに質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を行うため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

○ニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及を検討していきます。

○私立幼稚園に対し、新制度に対応した認定こども園・幼稚園への移行について情報提供を行い、移行に向けた支援を行います。

○教育・保育施設、地域型保育事業所間の連携を推進します。地域型保育事業者が新制度へ移行する際に連携先がない場合は、公立保育園を紹介します。

○行田市保幼小連絡協議会等を通して、教育・保育施設と小学校の連携を推進します。

4. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の 円滑な利用の確保に関する事項（任意記載事項）

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう体制を整えます。

○子育てガイドが中心となり、休業中の保護者に対して、十分な情報提供を行います。

○本計画にもとづき、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 都道府県が行う施策との連携に関する事項（任意記載事項）

埼玉県が行う施策との連携を図るとともに、行田市の実情に応じた施策を、関係機関と連携を密にして展開します。

○児童虐待防止対策の充実を図ります。

○母子家庭および父子家庭の自立支援を推進します。

○「行田市障がい者計画」に基づく関連施策を、関係各課と連携して推進します。

6. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（任意記載事項）

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るた

めに、埼玉県、市内の企業・事業所、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

○仕事と子育てを両立できるような環境整備を働きかけていきます。

○ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図っていきます。

第5章 施策・事業の展開

1. 計画の体系 *調整中

※国の基本指針に示された「子ども・子育て支援の意義」等を踏まえて、「行田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の計画体系を継承して設定します。

基本目標	施 策
1. 地域における子育ての支援	身近な子育て支援体制の充実
	子育て支援サービスの充実
	保育所サービスの充実
	児童の健全育成
2. 子どもの健康増進	子どもや母親の健康の確保
	思春期保健対策の充実
	食育の推進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備	次代の親の育成
	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	家庭や地域の教育力の向上
4. 子育てを支援する生活環境の整備	良好な居住環境の整備
	子育て・子育てにやさしいまちづくりの推進
5. 職業生活と家庭生活との調和の推進	仕事と子育ての調和支援
6. 子どもの安全の確保	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	児童虐待防止対策の充実
	ひとり親家庭の自立支援の推進
	障害児施策の充実

2. 施策・事業の展開 ＊調整中

※基本目標 1～7について、施策の方向ごとに各施策の内容を記載します。

基本目標1 地域における子育ての支援

施策 1-1

身近な子育て支援体制の充実

●現状と課題

少子化や核家族化の進展や地域コミュニティにおける関係の希薄化等の社会環境の中で、子育て中の親はややもすると孤立しやすい環境下にあると言えます。万一、親が孤立したときに、どこにも相談できないという事態に陥ってしまうと、場合によっては深刻な結果を招いてしまうことになりかねません。

アンケート結果によると、子育てに関して気軽に相談できる先について、配偶者や家族・親族、知人・友人を挙げる保護者がほとんどであり、隣近所の人や行政機関等を挙げる人は比較的少ない状況です。困ったときに気軽に頼れる相談先をできるだけ多く確保しておくことが、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、何かがあったとしても何とかできるという安心感につながります。

子育て家庭の孤立を防ぎ、どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制を整えることで、あらゆる人や機関に寄り添って子育てしていると実感できるまちにしていきます。

この頁の文章はイメージです
次回以降の子ども・子育て会議で
お示しします。

●施策の展開

1) 身近な相談体制の充実

- ・子育て談話室「たんぽぽ」をはじめとした身近に相談できる場について、開催日の増加などによる充実を図ります。
- ・子育て支援団体の育成を図ります。

2) 地域子育て支援拠点事業の推進

- ・市内8カ所の保育園・児童センター等に設置した「子育て支援センター」や「つどいの広場」において、育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成など、地域における子育て支援を推進します。
- ・地域子育て支援拠点事業の内容の充実を図ります。

3) 情報提供の充実

- ・子育てに関する様々な内容を盛り込んだ子育て情報誌を作成します。
- ・市の広報やホームページを通じて、子育て支援に関する最新の情報提供を行います。

4) 情報ネットワーク体制の整備

- ・保育協議会や民生委員・児童委員連合会など、子育てに関する機関の情報交換の場となる子育て支援ネットワーク会議を開催します。
- ・関係機関との連携強化を図ります。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

埼玉県および計画推進に関係する部署を中心に、教育・保育、子育て支援の関係者等と連携しながら、計画の着実な推進を図ります。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価（任意記載事項）

市民や教育・保育、子ども・子育て支援の事業者等で構成される「行田市子ども・子育て会議」において、年度ごとの事業進捗状況の検証を行い、事業の改善につなげます。

3. 関係機関との連携

計画推進にあたり、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子育て・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

資料

1. 計画の策定体制

※本計画の策定体制を記載します。

2. 行田市子ども・子育て会議

（１）委員名簿

※行田市子ども・子育て会議の委員名簿を掲載します。

（２）開催状況

※行田市子ども・子育て会議の各回の開催日、議題などを記載します。

（３）行田市子ども・子育て会議条例

※「行田市子ども・子育て会議条例」の条文を記載します。